

甲第 195 号証

憲法の原理

宮沢俊義 著

岩波書店



## 目次

立憲主義の原理	1
序説	1
一 泰西的議会制の特色	4
一 議会制の意義	4
二 代議制	10
三 両院制	16
四 大臣責任制	10
五 議院内閣制	11
六 国民主権主義	14
七 権力分立主義	10
八 個人権	14
九 成文憲法	11

- 二 泰西的権威制の特色..... 英
- 硬性憲法の変遷..... 中
- 米國憲法に於ける中央集権的傾向について——
- 立法・行政兩機関の間の権限分配の原理..... 三三
- 法律と行政行為との關係——
- はしがき..... 三三
- 一 権限分配の原理概説..... 一六
- 二 イギリス法..... 二五
- 三 フランス法(附ベルギー法)..... 三六
- 四 ドイツ法..... 四五
- 五 日本法..... 五五
- 国民代表の概念..... 六五
- 一 法律学の概念とイデオロギ..... 六五
- 二 国民代表の概念..... 六八
- 三 フランス革命における国民代表概念の成立..... 七五
- 四 フランス革命における国民代表概念の意味..... 八六

- 五 国民代表概念の否定..... 一〇〇
- 六 国民代表機関の概念..... 一〇〇
- 七 わが國の学説..... 一一
- 八 国民代表概念の再興..... 一二
- 九 いわゆる国民代表者の実定法的性質..... 一三〇
- 一〇 国民代表概念のイデオロギ的性格..... 一三三

- 立法の委任について..... 一三三

- ドイツ型予算理論の一側面..... 一三五

- 国民主權と天皇制..... 一六一

- 一 国民主權と天皇制とについてのおぼえがき..... 一六一
- 尾高教授の理論をめぐって——
- 二 ノモスの主權とソフイスト..... 一六六
- ふたたび尾高教授の理論をめぐって——

- 附録 憲法改正案に関する政府に対する質疑(貴族院における)..... 一七五

- 「法律の留保」について..... 一七五

- はしがき..... 一七五

一 批 判	三六八
一 一 Vorbehalt des Gesetzes (VdG)	三七一
一 二 Gesetzesvorbehalt (GV)	三六三
一 四 VdG と GV の混用	三六五
一 五 VdG と GV との關係	三六八
一 六 批判への答え	三七二
日本国憲法生誕の法理	三三三
一 問 題	三三三
一 二 八月革命の理論	三三六
一 三 批判への弁明	三四〇
憲法の正当性ということ	四〇一
— 憲法名分論 —	
一 問 題	四〇一
一 二 日本の憲法の「名」とは	四〇三
一 三 日本の憲法の「名」の根拠は	四〇四
一 四 「名」と「名」との戦い	四〇六
一 五 憲法の「名」はないか	四〇八
一 六 「名」の根拠としての宗教	四〇九
一 七 「名」の根拠としての「生まれ」	四一〇
一 八 「名」の根拠としての「はたらき」	四一一
一 九 「自由」と「生存」	四一三
憲法改正について	四一五
あとがき	四一五
索 引	

元来、憲法そのものの前提ともなり、根柢ともなっている根本建前というものは、その改正手続によって改正されるかぎりでない。そうした改正手続そのものが、憲法の根本建前によって、その効力の基礎を与えられているのであるから、その手続でその建前を改正するということは、論理的にいつても不能とされざるをえないからである。明治憲法についていえば、天皇が神意にもとづいて日本を統治するという原則は、日本の政治の根本建前であり、明治憲法自体もその建前を前提とし、根柢としていたと考えられる。したがって、明治憲法の定める改正手続で、その根本建前を変更するというのは、論理的な自殺を意味し、法律的不能だとされなくてはならない。すなわち、天皇が神意にもとづいて日本を統治するという原則は、明治憲法に定める憲法改正手続をもってしては、変更することができない、というのが、ほぼ支配的な学説であった。

それならば、このたびの政府の改正案が、憲法の定める憲法改正手続によって、神権主義を廃して国民主権主義を定めようとしていることは、はたして、法律的に許されるであろうか。この点を問題にしなくてはならない。

私は、このたびの憲法改正草案が、この種の変更を憲法改正手続によって行おうとしていることは、憲法上許されると考えている。しかし、それは決して形式上憲法の定める改正手続によりさえすれば、どのような内容の改正も可能だという意味ではない。そういう改正は、明治憲法の改正として、ふつうでは許されないのであるが、特別の理由によって、それは許されるというのである。

では、それは、どのような特別の理由にもとづいて、許されるのであるか。

この問いに答えるには、どうしても、一九四五年八月、終戦ともに行われた日本憲法史上の大変革の本質を、明らかにすることが、必要である。

\* \* \*

一九四五年八月一〇日、日本政府は、降伏に決し、ポツダム宣言を受諾することを連合国に対して、申し入れた。ただ、その際「同宣言は、主権的統治者(a sovereign ruler)としての天皇の大権(Prerogatives)を害する要求を含まない」との諒解を附し、その諒解が正しいかどうか、を明確に指示してくれるように頼んだ。連合国は、その翌日、回答をよこしたが、それは、右の諒解の当否については、直接になんらふれるところなく、ただ「降伏のときから、日本の天皇および政府の統治権は、降伏条件を実施するために必要とみとめる措置をとる連合国最高司令官にしたがうべき」ことと、「日本の最終の政治形体は、ポツダム宣言のいうところにしたがい、日本国民の自由に表明される意志によって定めるべき」ことを言明した。八月一四日、日本政府は、この回答を諒承した上で、最終的にポツダム宣言の条項を受諾する旨を連合国に申し入れた。

かくして、降伏によって、「日本の最終の政治形体は、ポツダム宣言のいうところにしたがい、日本国民の自由に表明される意志によって定め」られるべきことにきまつた。

ところで、この「日本の最終の政治形体」うんぬんの言葉は、いったい何を意味するであろうか。それは、いりまでもなく、日本の政治についての最終的な権威が国民の意志にあるべきだ、ということを意味する。日本の最終的な政治形体の決定権を国民がもつというのは、さような意味である。ほかの言葉でいえば、国民が主権者であるべきだという意味である。そして、その言葉を、日本はそのままに受諾し、とつてもつて日本の政治の根本建前とすることを約したのである。

国民主権主義は、さきにもべられたように、それまでの日本の政治の根本建前である神権主義とは、まったくその



本質的性格を異にする。日本は、敗戦によって、それまでの神権主義をすて、国民権主義を採ることに改めたのである。

かような変革は、もとより日本政府が合法的になしうるかぎりではなかった。天皇の意志をもってしても、合法的にはなしえないはずであった。したがって、この変革は、憲法上からいえば、ひとつの革命だと考えられなくてはならない。もちろん、ますます平穩のうちにに行われた変革である。しかし、憲法の予想する範囲内において、その定める改正手続によってなされることのできない変革であったという意味で、それは、憲法的には、革命をもって目すべきものであるとおもう。

降伏によって、つまり、ひとつの革命が行われたのである。敗戦という事実の力によって、それまでの神権主義がすてられ、あらたに国民権主義が採用せられたのである。この事実に着目しなくてはならない。

ここで、日本の政治は神から解放された。あるいは、神が——というよりは、むしろ神々が——日本の政治から追放されたといってもよからう。日本の政治は、いわば神の政治から人の政治へ、民の政治へ、と変ったのである。

この革命によって、天皇制はかならずしも廃止されなかった。その廃止が約束されもしなかった。しかし、天皇制は一応維持されはしたが、その根柢は根本的に変ってしまった。天皇の権威の根拠は、それまでは、神意にあるとされたのであったが、ここでは、それは、国民の意志にあることになった。日本の政治が、神の政治から民の政治に変わったのと照応して、天皇も、神の天皇から民の天皇に変ったのである。

この革命——八月革命——は、かような意味で、憲法史の観点からいならば、まことに明治維新このかたの革命である。日本の政治の根本義が、ここでコペルニクス的ともいべき転回を行ったのである。

\* \* \*

この八月革命は、いわゆる「国体」の変革を意味するであろうか。

この問いに対する答えは、「国体」の下に何を理解するかによって異なってくる。

もし、「国体」の下に、天皇が神意にもとづいて日本を統治するという神権主義的天皇制を理解するならば、そういう「国体」は、八月革命によって消滅してしまっただけでなくはない。八月革命の革命たる所以が、何よりも、それまでの神権主義の否定にある以上、これは当然である。日本政府は、さきにのべたように、降伏の申入に際して、天皇の大権に関する希望を附し、それによって「国体を護持」しようとして企図した。しかるに、それに対する連合国の回答には、この希望を承認する旨の言葉が見出されなかった。そこで、抗戦論者は「これでは、国体を護持しえたことにならない」といつて抗戦を主張したそらであるが、もし「国体」の下に、それまでのような神権主義的天皇制を理解するとすれば、彼らが「連合国のかような回答では、国体を護持しえたことにならない」と考えたのは、きわめて正しかったわけであり、それで国体を護持しえたと解していいという天皇および政府の解釈は、実際政治上の戦略としてはともかく、理論的には誤っていたと評せざるを得ない。

これに反して、もし「国体」の下に、単なる天皇制を理解するとすれば、八月革命は、かならずしも、そういう意味の天皇制を廃しはしなかったのであるから、そこで「国体」は、変革されなかったということもできないわけではない。しかし、この場合でも、天皇制の根柢が、神権主義から国民権主義に変ったこと、したがって、天皇制の性格がそこで根本的な変化を経験していることは、注意されるべきである。

この意味の「国体」は、かように、八月革命でかならずしも変革されはしなかったといえようが、だからといって、

そこでその意味の「国体」が維持されたということにならないことは、ついでながら、注意されていいであらう。それは、天皇制の根拠が、神権主義から国民権主義に変わったことと関連する。なるほど、連合国は天皇制の廃止を要求しはしなかった。しかし、神権主義が否定され、国民権主義がみとめられた結果として、天皇制の根拠も国民の意志にあるとされることになったから、国民の意志いかんによっては、天皇制も廃止される可能性——理論的可能性——が与えられたわけである。天皇制の根拠たる神の意志は、永劫不変のものとされたが、国民の意志は、決して永劫不変のものではないからである。

\* \* \*

八月革命によって、日本の政治の根本建前は、神権主義から国民権主義に変わった。もとより、憲法は、形式的には、ただちに変わりはしなかった。天皇制も、形式的には、八月以後もそのままであった。しかし、その根本建前は、すでにまったく変わっていた。このことを注目しなくてはならない。

一九四六年元旦の詔書で、天皇は自身「現御神」でない旨を言明し、みずからの神性ないし神格を否定した。このことも、右にのべられた八月革命を前提としてのみ、理解できる。八月革命によって、神権主義が否定されていたから、かよいな詔書が発せられることができたのである。もし、八月革命がなかったとしたら、かよいな詔書は、どうも発せられることができなかったはずである。

政府の憲法改正草案が、国民権主義を根本建前として規定しているのも、八月革命を前提としてのみ、説明できることであるとおもう。すでに、そこで、日本の政治の根本建前として、神権主義が否定され、国民権主義が確立されているから、その後において、憲法改正という形式の下に、国民権主義を成文化することが許されるのである。

もし、八月革命でそういう変革が行われていなかったとすれば、単なる憲法改正の手続で、そういう根本建前の変革を定めることが許されないことは、さきにのべられた如くである。

かよりに考えると、われわれが好むと好まないにかかわらず、降伏とともに、神権主義はすでに廃棄され、日本の政治の根本建前として国民権主義が成立しているのであるから、政府の憲法改正草案が、国民権主義をその建前としていることは、きわめて当然だということになる。問題は、もはや、国民権主義を日本の政治の根本建前としてみとめるのがいかどうか——そのことは、すでにきまったことである——ではなくて、国民権主義という原理を憲法の中で表明するのが適当かどうか、また、表明するのが適当だとすれば、どのような言葉で表明するのがいいか、である。そして、この意味では、政府草案に対しては多くの批判がなされえよう。

もちろん、問題をもっと掘り下げて、国民権主義をみとめるのがいかどうかを問題とすることもできる。ただ、さきにもべたように、国民権主義は、八月革命で承認されたと思わなくてはならないから、ここで国民権主義否なりと主張することは、八月革命そのものを否定するあらゆる革命を主張するにほかならない、ということをおぼえてはいけない。

\* \* \*

以上が、私の「八月革命の憲法史的意味」の大要である。

これと同じ趣旨を、私は、国家学会編『新憲法の研究』<sup>(1)</sup>の中では、次のように説いた。

新憲法(日本国憲法)の根本建前である国民権主義は、明治憲法の根本建前である神権主義または神権主義とは、原理的にまったく異なる。

索引

相原良一	402	憲法の「名」	403
アンシュツ	170	権利の宣言	50
イェリネツク	48, 69, 137, 205	権利の保障	50
イェリス・フランソ型憲法理論	247	権力分立主義	30, 63, 75, 139
イェリス・フランソ型予算理論	248	硬性憲法	67
一木喜徳郎	177	国体	349, 385, 403
イデオロギー	186	国民	63
エスマン	8	国民主権	28, 62, 139, 193, 282, 346, 377
尾高朝雄	283	国民代表	189
解散	26	国民代表概念の再興	214
カレ・ド・マルベール	148	国民代表概念の否定	203
河村又介	390	国民代表機関	205
官房司法	40	国民投票	418
議院内閣制	23, 36	五権憲法	2
議會主権主義	133	個人権	44, 64
議會制	7	国家行為の諸形式	120
貴族主権	287	国家法人説	291
行政国家	228	最高裁判所(米国の)	87
行政命令	240	三民主義	2
清宮四郎	358	三民主義・五権憲法	4
クナイスト	131	自然状態	45
君主主義	159	実質的意義の法律, 実質的意味の法律	166, 250
君主主権	287, 292	司法権	39
君民主権	288	司法権の独立	41
形式的意義の法律, 形式的意味の法律	166, 250	司法権の優越	75, 88
ケルロイター	215	司法国家	228
権威主義的政治体制	56	社会契約	45
権威制	56	自由	46
権限分配の原理	116	一九世紀的議會制	7
憲法改正	415	自由主義	57
憲法改正権	396	自由と財産	161
『憲法義解』	176	主権	285
憲法争議(プロイセンの)	275	主権在民	287
憲法の合法性	396	条約締結権(米国の)	107
憲法の正当性	401		

憲法の原理

一九六七年二月三〇日 第二刷発行  
一九六八年六月二〇日 第七刷発行

定価二六〇〇円

著者 宮沢俊義

発行者 岩波雄二郎

〒101 東京都千代田区一ツ橋三丁目  
發行所 鐵道岩波書店

電話 〇三三三〇二  
番 東京 六三三三〇二

印刷 三陽社 製本 松屋社

落丁本・乱丁本はお取替いたします

